

じん けん がく しゅう

人権学習パンフレット

性の多様性と人権



性は多くの要素から成り立っています。「身体の性」のみではなく、「性的指向」「性自認（実感する性）」などがあり、それぞれの組み合わせにより、様々な性の在り方があります。しかし、私たちは、性を「女性」と「男性」の2つだけに分けて考えがちです。

このような社会の意識によって、性的マイノリティ（少数者）の人たちは生きにくさを感じたり、嫌な思いをもったりしながら生活していることがあります。私たちは、「性は多様」であることを知る必要があります。



多様な性について知ろう

「LGBT」という言葉を聞いたことがありますか？

「LGBT」は、Lesbian (レズビアン)、Gay (ゲイ)、Bisexual (バイセクシュアル)、Transgender (トランスジェンダー) の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的マイノリティを表す言葉の1つです。各種の調査によると性的マイノリティにあたる人は約3～10%とされており、決して少なくはないことが知られています。

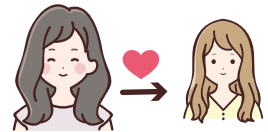
性的指向

性的指向とは、どのような性別の人を恋愛対象として好きになるか、ということです。これは自分の意志で選ぶことはできず、無理矢理に変えることはできませんし、すべきことでもありません。



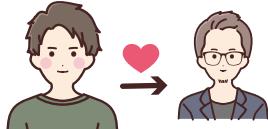
Lesbian レズビアン

女性の同性愛者 (実感する性が女性で恋愛対象も女性)



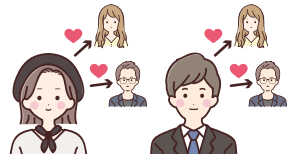
Gay ゲイ

男性の同性愛者 (実感する性が男性で恋愛対象も男性)



Bisexual バイセクシュアル

両性愛者 (恋愛対象が女性にも男性にも向いている)



他にも、様々な性の在り方があります・・・

わたしは誰に
対しても恋愛感情
を抱きません



わたしは相手
の性の在り方に
関係なく、恋愛感
情を抱きます



性自認 (実感する性)

性自認 (実感する性) とは、自分の性をどのように認識しているのか、ということです。多くの方は「出生時に割りあてられた性」と「性自認 (実感する性)」が一致していますが、一致せず、自身の性に違和感をもつ人たちもいます。

T Transgender トランスジェンダー

「出生時に割りあてられた性」と「性自認 (実感する性)」が一致しないため違和感をもつ人。

「出生時に割りあてられた性」は男性で「性自認 (実感する性)」が女性の場合はトランスジェンダー女性、「出生時に割りあてられた性」は女性で「性自認 (実感する性)」が男性の場合はトランスジェンダー男性と呼ばれます。

他にも、様々な性の在り方があります・・・

わたしは男と女の間あたりにいます



わたしは男と思う時もあれば、女と思う時もあります



わたしは男か女が決められないし、決めたくないです



SOGI (ソジ) という考え方

「SOGI (ソジ)」とは、性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとった言葉です。

「SOGI (ソジ)」は特定の「性的指向」や「性自認 (実感する性)」である性的マイノリティの人々のみではなく、多数者といわれる「出生時に割りあてられた性」と「性自認 (実感する性)」が一致しているシスジェンダーで異性愛の人々を含め、すべての人に当てはまる概念です。

ジェンダー平等を実現しよう!

ジェンダー平等とは、性別による不平等や格差がなく、平等に権利や機会を享受できること、性別に関わらずあらゆる物事を一緒に決めていくことを意味しています。

国連が示したSDGs (持続可能な開発目標) の中にも、目標5として「ジェンダーの平等」があげられています。



「性同一性障害」から「性別不合」へ

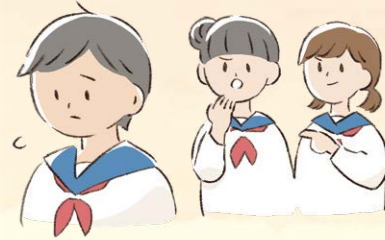
世界的な健康や医療などの課題について話し合う世界保健機構 (WHO) は、「性同一性障害」を、「性別不合」と改称し、出生時に割りあてられた性と性自認 (実感する性) が一致しない状態としました。これまでの「精神及び行動の障害」の分類から除外し、新たに「性の健康に関連する状態」の分類の中に位置付けました。



こどもの頃の悩み

「ホモ」「おかま」「レズ」などの侮辱的な言葉使い

文部科学省では、いじめの防止に向けた方針や生徒指導の指針に、性的マイノリティに関する理解と学校における対応について示しています。こうした動きの中で、最近では性の多様性をテーマとした教員研修が広く行われています。



あの子って男の子っぽくない？

家族や周囲による、自分の性の在り方への無理解

最近では、県民や保護者を対象とした研修会や講演会でも性の多様性がテーマにされることが増えてきています。また、多くの自治体では性的マイノリティの人々やその家族、周囲の人々をサポートするための専門相談窓口を開設しています。



じつは...

体育や部活動で着替える時、他人に体を見られることへの抵抗感

文部科学省では、性的マイノリティのこどもに対する支援や対応に関する参考事例を示しています。

しかし、性的マイノリティであるからといって、マニュアル的な、型にはまった対応をしては、適切な配慮をしているとは言えません。配慮してほしいことは一人一人違います。必ず本人や保護者の希望を丁寧に聞き取り、学校としてどのような配慮や支援ができるのかを検討する必要があります。

見られるのイヤだなあ



しゃかいじん なや 社会人としての悩み

しゅうりょくかつどう とき まよ 就職活動の時に迷う、エントリーシートの性別欄への記載

こうせいろうどうしやう りれきしょ ようしき あら さくせい せいべつらん にん い
厚生労働省では、履歴書の様式を新たに作成し、性別欄を任意
記載としました。実際に、企業ではエントリーシートから性別欄や
かおじゃしん うご ひろ
顔写真をなくす動きが広がっています。

採用
されないだろうな…



エントリーシートの性別と
同じ見た目じゃないと

わ かやまけん しんせいしょ ふよう せいべつらん ひつよう ばあひ だんじよ たく
和歌山県でも、申請書などの不要な性別欄をなくし、必要な場合であっても男女の2択で
はなく、自由記述にするなどの工夫をするようにしています。

せいてき りゆう しょく ば さべつてきげんどう 性的マイノリティを理由とする職場での差別的言動

せい あ かた かん さべつてき げんどう おこな
性の在り方に関する差別的な言動を行うことは、パワーハラスメントに
がいとう ばあひ
該当する場合があります。

きんねん どんくじ しゅうぎよう きそくとう せい あ かた かん さべつきん し めい き
近年、独自の就業規則等に性の在り方に関する差別禁止を明記したり、
そうだんまどぐち せい び きぎよう せつきよくてき けんしゅう けいはつかつどう おこな
相談窓口を整備したりする企業や、積極的に研修や啓発活動を行っている
きぎよう ふ
企業が増えてきています。

気持ち悪い
なあ…



もうこんな職場に
いられない…

せい あ かた しゅうい 性の在り方について、周囲へのアウティング

ほんにん どうい ひと せい あ かた かん じょうほう だいさんしや
本人の同意なく、その人の性の在り方に関する情報を第三者にむやみに
ばくろ
暴露することを「アウティング」といい、これはパワーハラスメントに該当
する場合があります。

さいきん じちたい じょうれい きんし うご で
最近では、自治体が条例で「アウティング」を禁止する動きも出ています。

親友だから
打ち明けたのに…



秘密にしているのが
重くて、つい…

せいてき かつやく すてき ひと 性的マイノリティで活躍されている素敵な人たち



だいだい じよし せかい
第5代 WBC 女子世界
フライ級チャンピオン
しんどう
真道ゴーさん

わ かやまけんしん ころ からだ
和歌山県出身。こどもの頃から身体
おんな きも おとこ じしん せいべつ
は女、気持ちは男という自身の性別
なや つづ さまざま くだんの こ
に悩み続けた。様々な苦難を乗り越
げんざい じ ちち かぶしき
え、現在、4児の父であり、「株式
がいしやしんどう けいえい じどう
会社真道」の経営をとおりて、児童
はつたつ しえん せいてき ひとびと
の発達支援や性的マイノリティの人々
しえんとう おこな だんし せんしゆ
への支援等を行うとともに男子選手
としてプロボクサーをめざしている。



べんごし
弁護士
なかおか
仲岡しゅんさん

べんごし かつやく
弁護士として活躍するトランスジェン
ダー当事者。大阪で「うるわ総合法
とうじしや おおさか そうごうほう
律事務所」を経営する。テレビ朝日
りつじ むしよ けいえい ほうどう
「報道ステーション」やNHK「バリバ
ら」などマスコミにも多数出演してい
る弁護士。講演活動等を通して、LG
べんごし こうえんかつどうとう とお
BTへの理解を促進し、当事者等多く
りかい そくしん どうじしやとうお
の人々を勇気づけている。

あなたならどうしますか？

あなたのこども、あるいは、身近なこどもが同性愛を冷やかすような発言をしたとき、あなたならどうしますか？



社会的動き

性の多様性についての理解のために

性の多様性についての理解を広めるための法律ができました！

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5(2023)年6月施行)

■LGBT 理解増進法とは

国や自治体、企業、学校に対して、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進を求める法律

基本理念

性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない

政府に求められること

基本計画や指針の策定 / 施策実施状況の公表 / 学術研究の推進
知識の普及 / 相談体制の整備 / 中央省庁の連絡会議の設置

自治体に求められること

国との連携 / 理解増進に関する施策の策定・実施

企業に求められること

研修の実施 / 普及啓発 / 就業環境の整備

学校に求められること

教育や啓発 / 教育環境の整備 / 相談機会の確保

(努力義務含む)

性的マイノリティの人々の権利保障のために

現在の日本では、婚姻できない性的マイノリティのカップルに対して、自治体としてパートナーシップを認める証明書を発行する制度の導入が進められています！

「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」の導入(令和6(2024)年2月スタート)



- ◇ 公営住宅などへ家族として入居できる
- ◇ 病院での面会や病状説明が受けられる
- ◇ 生命保険の受取人としてパートナーを指定できる
- ◇ 携帯電話料金の家族割引がつかえる
- ◇ クレジットカードで家族カードが作れる
- ◇ 家族として福利厚生サービスが受けられる など

※自治体や企業によっては対応していない場合や、反対に宣誓制度の証明がなくても利用できる場合があります。

◎上記のような法律や制度の導入により、性的マイノリティの人々への理解や権利保障に向けて、一歩前進することが期待されます。しかし、未だ性的マイノリティであるという理由で差別を受けたり、本来のサービスが受けられなかったりする状況がみられます。今後、他にも様々な社会のしくみを整えていくことが必要です。

法律上で性別を変更するには・・・

平成 16 (2004) 年から施行されている「性同一性障害特
例法」では、性別を変更する場合、右の図のすべての要件を
満たす必要があります。

④⑤は手術が必要な要件となります。これらの性別変更の
手術要件をめぐって、④については、令和 5 (2023) 年 10
月の最高裁で「憲法が保障する意思に反して体を傷つけられ
ない自由を制約しており憲法に違反している」と判断されまし
た。現在、法の見直しについて議論されているところです。

法律上で性別変更を認める要件

ふたり いじょう い し
2 人以上の医師から
「性同一性障害」の診断



- ① 18 歳以上である
- ② 現在、結婚していない
- ③ 未成年のこどもがいない
- ④ 生殖腺や生殖機能がない
- ⑤ 変更後の性別の性器に似た
外観を備えている

(令和 6 (2024) 年 3 月現在)

4

わたしたちにできることは？

自分の言葉や態度をふりかえりましょう



うちの職場に
LGBT はいないよね。

「彼氏／彼女はいる？」
と聞く。

「男らしく」「女らしく」と、
相手に押し付ける。

このような思い込みによる言動は、性的マイノリティ
であることを伝えるにくしたり、その場の誰かの居場
所や安心感を奪ったりしてしまうかもしれません。

好きになる人が異性とは限りません。
多様な性的指向、また、多様な生き方があ
ることを前提としましょう。

人の価値観は多様です。
それぞれの人の「自分らしさ」が大切です。



ALLY (アライ) になろう

ALLY とは、英語で「同盟」や「味方」を表す言葉です。LGBT 当事者の理解者や支援者
のことです。LGBT の人が最初にカミングアウトした相手の多くが「友人」との調査結果もあ
ります。性の多様性を認め合う社会を実現するためには、ALLY の存在がとても大切です。

レインボーフラッグ



性的マイノリティのシンボルの 1 つで、6 つ
の色を持つ虹の旗が性の多様性を象徴するも
のとして、世界的にもよく知られています。当
事者だけでなく、性的マイノリティを理解し、
応援する人も使っています。

プライドパレード



差別や偏見に反対し、性の在り方への誇りを
大切にするとともに、性の多様性を互いに祝う
パレードです。1970 年にアメリカのニューヨー
クで始まったのをきっかけに、現在、日本国内
でも広がり、和歌山県内でも開催されています。

そうだんまどぐち
【相談窓口】

性の多様性に関する専門相談

まどぐち 窓 口	ない 内 容	にち 日 時	れんらくさき 連絡先
LGBTQ 相談 (県ジェンダー平等推進センター)	さまざまな性的指向や性自 認の方のための相談	毎月第 1 土曜日 (要予約)	電話 073-435-5246 FAX 073-435-5247
よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポ ーターセンター)	性別の違和や同性愛 などに関わる相談	24 時間 (365 日対応)	0120-279-338 ※音声ガイダンスが流れます ので、「4」性別や同性愛など に関わる相談を選択

専門の相談窓口ではありませんが、ご相談に応じています

まどぐち 窓 口	ない 内 容	にち 日 時	れんらくさき 連絡先
県ジェンダー平等推進センター	人間関係、パートナー、 家族などの相談	火曜日～土曜日 9:00～20:00 日曜日 9:00～16:30	電話 073-435-5246 FAX 073-435-5247
こころの電話 (和歌山県精神保健福祉センター内)	こころの健康に関する 様々な問題や悩み	月曜日～金曜日 9:30～12:00 13:00～16:00	電話 073-435-5192 FAX 073-435-5193
はあとライン (和歌山県精神保健福祉センター内)	生きづらさなどを抱え ている方の相談	24 時間 (365 日対応)	電話 0570-064-556 FAX 073-435-5193
教育相談電話 (和歌山県教育委員会)	児童・生徒、保護者 からの相談	月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00	電話 073-422-7000 (和歌山市) 電話 0739-23-1988 (田辺市)
人権ホットライン (公益財団法人和歌山人権啓発センター)	人権に関する相談	月曜日～金曜日 9:00～16:00	電話 073-421-7830 FAX 073-435-5421
県人権局	人権に関する相談	月曜日～金曜日 9:00～17:45	電話 073-441-2563 FAX 073-433-4540
海草振興局 地域づくり部 総務県民課	人権に関する相談	月曜日～金曜日 9:00～17:45	電話 073-441-3344 FAX 073-423-9269
那賀振興局 地域づくり部 総務県民課	人権に関する相談	月曜日～金曜日 9:00～17:45	電話 0736-61-0006 FAX 0736-61-0007
伊都振興局 地域づくり部 総務県民課	人権に関する相談	月曜日～金曜日 9:00～17:45	電話 0736-33-4900 FAX 0736-33-4916
有田振興局 地域づくり部 総務県民課	人権に関する相談	月曜日～金曜日 9:00～17:45	電話 0737-64-1257 FAX 0737-64-1256
日高振興局 地域づくり部 総務県民課	人権に関する相談	月曜日～金曜日 9:00～17:45	電話 0738-24-2936 FAX 0738-24-2906
西牟婁振興局 地域づくり部 総務県民課	人権に関する相談	月曜日～金曜日 9:00～17:45	電話 0739-26-7909 FAX 0739-26-7962
東牟婁振興局 地域づくり部 総務県民課	人権に関する相談	月曜日～金曜日 9:00～17:45	電話 0735-21-9650 FAX 0735-21-9636

作成協力

岡山大学学術研究院保健学域
教授 中塚 幹也

協力

株式会社真道
代表取締役 橋本 浩 (真道 ゴー)

うるわ総合法律事務所

弁護士 仲岡 しゅん

特定非営利活動法人チーム紀伊水道

理事長 倉嶋 麻理奈

お問い合わせ

和歌山県教育庁 教育総務局 人権教育推進課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 TEL: 073-441-3719 FAX: 073-425-6450

*これまで発行してきた人権学習パンフレット(本パンフレットを含む。)の内容などを県教育
委員会のホームページに掲載しています。ご活用ください。

令和 6 (2024) 年 4 月配布



環境に優しい植物油インキを
使用しています。